入 札 心 得

- 1 入札通知書は、現場説明・入札の当日必ず持参してください。
- 2 入札書は所定の様式(日本工業規格A4縦型)とし、**裏面の入札書記入例を必ず確認してください**。 なお、これを入れる封筒は次の様式です。

(封筒様式) 表

契約番号 〇〇〇

○○○○ 入札書



- 3 代理人によって入札するときは、入札の受付時に「委任状」を提出してください。
- 4 提出した入札書は引替・変更又は取り消しすることができません。
- 5 次の各号いずれかに該当する入札は無効となります。
 - (1) 所定の日時までに所定の場所に到着しない入札
 - (2) 金額、氏名その他入札要件が確認できない入札
 - (3) 入札書中、入札者の記名押印のないもの又は必要な文字を訂正した場合で訂正印がない入札
 - (4) 内訳書を添付していない入札 (再入札の場合を除く)
 - (5) 入札書に記載してある金額と内訳書の合計金額(税抜) が同額でない入札
 - (6) 入札に際し不正な行為があった者の入札
- 6 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。
- 7 落札者は落札の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければ、その落札は無効となります。
- 8 「富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条に該当する場合は 市議会の同意を得たときに本契約となります。
- 9 入札及び契約履行については 「富士市契約規則」 及び 「富士市物品購入等契約約款」 を遵守してください。
- 10 落札者の責により契約を締結しない場合は、入札保証金は発注者に帰属するものとします。(入札保証金を免除された場合は入札保証金に相当する額(入札金額の100分の5以上)を納付しなければなりません。)
- 1 1 受注者の責により契約解除した場合は、契約保証金は発注者に帰属するものとします。(契約保証金を免除された場合は契約保証金に相当する額、契約保証金が損害金額に満たないときはその不足額を納付しなければなりません。)
- 12 当該物品に関する入札回数は2回を限度とします。
- 13 入札参加を辞退しようとするときは 「入札辞退届」 を契約検査課へ提出してください。
- ※ 内訳書は入札書と同封してください(内訳書を添付していない入札書は無効となります(再入札の場合を除きます))
- ※ 一度目の入札で落札しなかった場合は再入札となりますので、再入札用の入札書1枚(記名、押印があり、金額が記載されていない入札書)又は印鑑(代表者印又は代理人印)を持参してください。
- ※ 同等品可の入札で同等品の場合は、担当者にカタログ等を提示し、許可を得たうえで入札書を提出してください。その際、内訳書の品名欄にメーカー・品番を記載し、確認した日付、担当者名を記載欄に必ず記入してください。

FAXによる送達確認のお願い

この郵送通知が届かないことで、参加者にご迷惑を掛けることのないように、 契約検査課では確認を行なっています。

間違いなく届いているかを確認するために「入札の執行について」(貴事業者名の印刷されている通知の1枚目)をFAXにて契約検査課まで送付ください。

FAX送付先 0545 (53) 0909